

せいかつ ほ ご

生活保護のしおり



糸満市福祉事務所

所在地：糸満市潮崎町1丁目1番地

電話：098-840-8130（直通）

FAX：098-840-8152

も く じ

ページ

1	生活保護とは	1
2	保護の原則	2
3	保護を受けるには	3
4	調査について	4
5	保護の種類は	5
6	保護受給中に減額・免除されるもの	6
7	権利として保障されること	6
8	保護費の支払い	6
9	保護受給中に守っていただくこと	7
10	次のようなときは、すぐに届け出てください	7
11	保護費の返還	8
12	病院にかかるときは	9
13	介護を受けるときは	10
14	地区担当員	10
15	民生委員	10
16	適正な保護を行うために	11

生活保護は、憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

生活に困って、生活保護のことをお聞きになりたい方は、地域の民生委員もしくは福祉事務所へご相談ください。保護が受けられるかどうかは、保護申請後、原則として14日以内(調査などに時間がかかる場合は30日以内)に決定して通知します。

○生活保護以外の制度

生活困窮者自立支援制度について

平成27年4月から実施された生活困窮者への支援です。

働きたくても働けない、住む所がない、など、まずは地域の相談窓口にご相談ください。

相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

(連絡先) 糸満市くらしのサポートセンターきづき

いとまんししおぎちよう ちょうめ ぼんち しちょうしゃない かい
糸満市潮崎町1丁目1番地(市庁舎内5階)

でんわ ふあつくす
電話:098-840-8182 F A X :098-840-8182

1. 生活保護とは

生活保護制度とは、それぞれの世帯ごとに、国が最低限必要と定めた生活費(最低生活費)を、その世帯の全収入が下回る場合に、その不足する部分が保護費として支給されることとなっています。

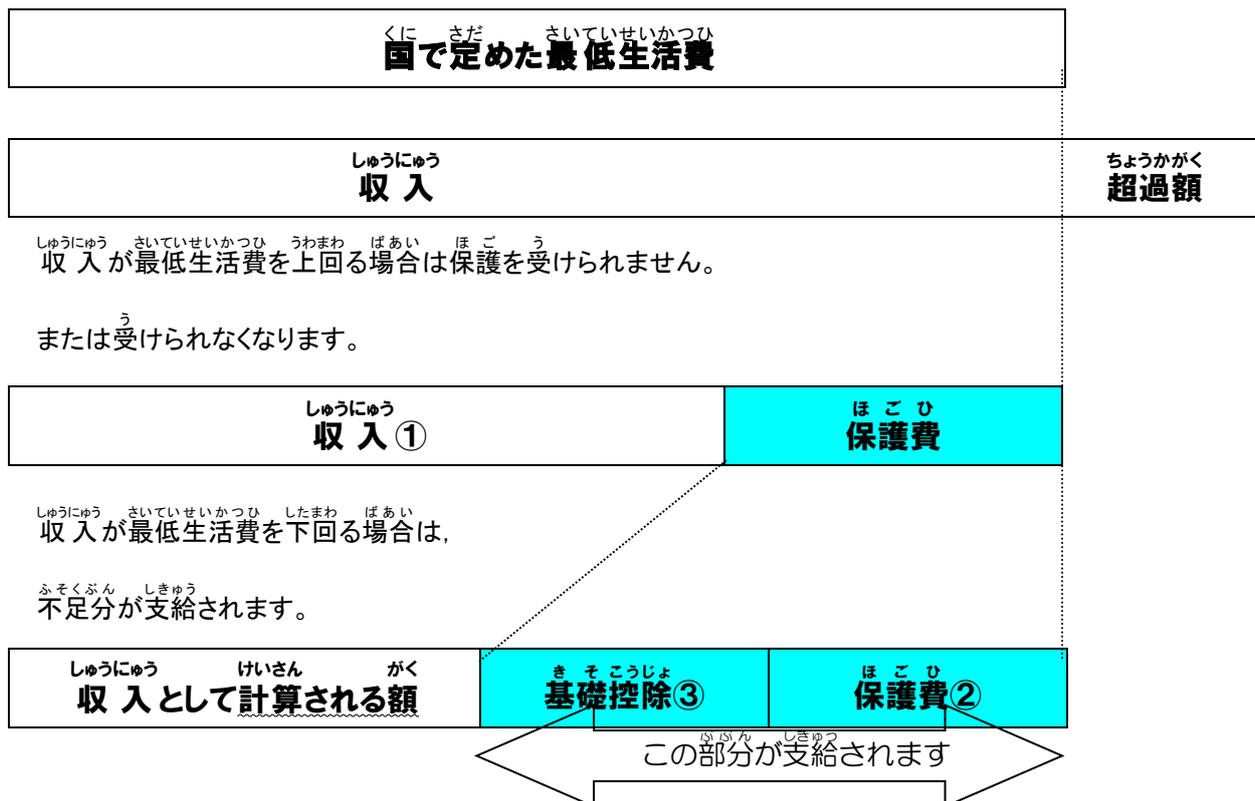
従って、この保護費は各種の年金、手当、給料などと異なり、毎月その月に必要な生活費を決定し、これによって足りない部分が保護費として支給されることとなります。

■最低生活費とは

あなたの世帯の状況に応じて、世帯の最低限度の生活費を国が定めている生活保護基準をもとに計算されます。

■収入とは

あなたや家族が働いて得た収入、年金や各種手当、親族からの援助、預貯金、保険金、保険の解約返戻金、資産を貸したり売ったりして得た収入、宝くじの当選金、借金して得たお金、誰かに貸し付けていた返済金など、世帯の収入全部を合計したものです。



収入が、働きによる収入なら基礎控除が受けられて、②と③の部分が支給されます。お
手元には①～③の合計額が残ることになります。そのほか、社会保険料、所得税や通勤
交通費などの実費控除、働いている人が未成年者の場合は未成年者控除を受けることが
できます。結果的に控除分が手元に多く残ることになり、自立への準備に充てることができ
るようになります。

2. 保護の原則

(1) 申請保護の原則

保護は本人、扶養義務者またはその他の同居の親族の申請により開始され
ます。

(2) 基準・程度の原則，必要即応の原則

保護の金額は、国において決定された基準により決められ、年齢・世帯
構成・所在地・健康状態などにより、それぞれに必要な保護を有効かつ適切
に行います。

(3) 世帯単位の原則

保護は、同居している世帯を単位として行います。また住民登録地で決定し
ているものではなく、生活の拠点で判断して行います。

3. 保護を受けるには

(1) 資産の活用について

さいていせいかつ いとな ちよくせつひつよう とちかおく ききんぞくおよ さいけん
最低生活を営むために直接必要でない土地家屋、貴金属及び債券などは
ばいきやくしよぶんとあ せいかつひ
売却処分等により生活費に充てていただきます。

ばいきやくしよぶん げん さいていせいかつ いじ ばあい
なお、売却処分がすぐにできず、現に最低生活が維持できない場合には
ほご かいし ばいきやくしよぶん じてん だいきん ぜんぶまた いちぶ
とりあえず保護を開始し、売却処分ができた時点でその代金の全部又は一部
かえ
を返していただきます。

(2) 稼働能力の活用について

はたら のうりよく てきとう しょくば じぶん つごう はたら ひと
働く能力があり、適当な職場があるのに、自分の都合で働こうとしない人
ほご
は保護を受けられません。

いっしょうけんめいはたら かぞく せいかつ ささ ひと ろうれい びょうき
一生懸命働いていても家族の生活を支えることができない人、老齢、病気な
はたら ひと ほご たいしょう
どで働けない人が保護の対象となります。

(3) 他法他施策の活用について

かくしゅねんきんほう ろうじんふくしほう しんたいしょうがいしゃふくしほう ぼしおよ かふふくしほう とくべつ
各種年金法、老人福祉法、身体障害者福祉法、母子及び寡婦福祉法、特別
いりょうじよせいじようれい ほか ほうりつ しさく りょう ぶぶん さき
医療助成条例などの他の法律、施策などが利用できる部分は、これらを先に
りょう
利用していただくこととなります。

しさん のうりよく た かつよう さいていせいかつ いじ
つまり、資産、能力、その他あらゆるものを活用しても最低生活が維持できな
ばあい はじ ほご おこな
い場合に初めて保護が行われます。

4. 調査について

(1) 生活保護の必要性を判断するために、実際に家庭を訪問したり、預貯金、生命保険、車、土地家屋などの資産の保有状況を関係機関に調査します。

(2) 扶養義務者へ支援の可否について調査をします。具体的には①定期的な訪問、電話、手紙のやり取りなどの精神的な支援の可否、②金銭的な支援の可否について調査します。

ただし、扶養義務者が高齢者・未成年者・施設入所者等である場合、暴力・虐待等の経緯がある場合、金銭トラブルや縁が切られているなどの著しい関係不良の場合、10年程度交流がない場合などは扶養調査を行わない場合があります。個々の事情に応じて判断しますので、調査担当にご相談ください。

5. 保護の種類は

生活保護には次の8種類の扶助があり、国の定めた基準により世帯の生活の必要に応じて受けることができます。

- 1 生活扶助……食べるもの、着るもの、電気、ガス、水道などの日常の暮らしのための費用
- 2 教育扶助……義務教育に必要な費用(給食費・学級費などを含む)
- 3 住宅扶助……家賃、地代など住宅の費用
- 4 医療扶助……ケガや病気の治療をするための費用(通院費・看護料・現物によるコルセット・メガネなどを含む)
- 5 介護扶助……高齢者、障害者の身辺を介護するための費用(居宅介護・福祉用具住宅改修・施設介護・移送等の費用)
- 6 出産扶助……お産をするための費用
- 7 生業扶助……仕事につくための費用、技能や技術を身につけるための費用
- 8 葬祭扶助……葬儀の費用

これらの扶助のほか一時的な必要に応じるために、次のような一時扶助があります。例:被服費、家具什器費、住宅維持費、敷金等、移送費など。

ただし、これらの支給には一定の条件がありますので事前に担当員に相談してください。

6. 保護受給中に減額・免除されるもの

生活保護受給中は申請によって減額または免除を受けることができます。

地区担当員(ケースワーカー)にご相談ください。

NHK放送受信料

市県民税, 固定資産税

国民年金保険料

保育所の保育料

7. 権利として保障されること

- 1 正当な理由がなければ, すでに決定された保護の内容を不利益に変更されることはありません。
- 2 保護費など生活保護により支給されたものには, 税金をかけられたり, 差し押さえられたりすることはありません。
- 3 決められた保護の内容について納得ができないときは, 不服の申し立てができます。

8. 保護費の支払い

保護費は, 原則として毎月5日に支給されます。

○窓口で受け取りの方は支給日以降に印鑑をもってお越しください。

○銀行振込の方は支給日以降に銀行でお受け取りください。

9. 保護受給中に守っていただくこと

- 1 自分の生活の維持向上と自立のため、できるかぎり努力しなければなりません。
- 2 働ける人は能力に応じて働き、収入の増加を図るよう努力してください。
- 3 生活保護を受ける権利を他人にゆずることはできません。
- 4 生活費はむだ使いをせず、自分の生活に役立つよう目的にそって、計画的に使わなければなりません。
- 5 保護を受けているときは、借金をすることはできません。たとえば年金証書を担保に、銀行などから借入れをすることはできません。

あなたの生活の維持、向上その他の目的で、市役所(地区担当員)が指導・指示をしたときは守ってください。

正当な理由がなく指導・指示を守っていただけないときは、やむを得ず生活保護の変更、停止、廃止をすることがあります。

10. 次のようなときは、すぐに届け出てください

- 1 給料、ボーナス(賞与)、パート収入、高校生のアルバイト収入などがあつたとき。
- 2 国民年金、厚生年金、福祉手当などを受け始めたとき。
- 3 年金・恩給・福祉手当・仕送りなどの額が変わったとき。
- 4 会社などの健康保険証が使えるようになったり、使えなくなったとき。
- 5 病気やけがなどで病院にかかるとき、かからなくなったとき。
- 6 家族の人の転入・転出・就職・転職などがあるとき。
- 7 住所・家賃・地代などが変わるとき。
- 8 特別な支出があるとき。(住宅更新料の請求など)

11. 保護費の返還

さしせまった事情のため、資力があるにもかかわらず生活保護を受けた場合には、すでに支給された生活保護費(医療費や介護費を含みます)をすみやかに返還しなければなりません。

たとえば次のような場合です。

- 1 不動産(土地・家屋)などが売れたとき。
- 2 生命保険などの保険金等を受けとったとき。
- 3 各種の年金、手当をさかのぼって受けとったとき。
- 4 交通事故などで示談金、補償金等を受けとったとき。

事実と違う申請をしたり、収入申告をしないなど、不正な

方法で生活保護を受けたときは、保護費を返還していただく

ほか、刑法などの法律により処罰されることがあります。

決定事項に疑問があるとき

福祉事務所がおこなった保護の申請の却下、保護の変更、停止、または廃止などの決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から数えて3か月以内に沖縄県知事に対して、不服の申し立てをすることができます。

ただし、この不服申し立ては外国籍の方はできません。

12. 病院にかかるときは



- 1 病院にかかるときは、「医療券」が必要となります。医療券は市役所(社会福祉課)で交付します。**

保護申請中は、「医療券」の発行はできませんので、病院の窓口で「生活保護申請中」であることを話してください。

国民健康保険に加入していた方は、申請と同日から使えなくなります。
- 2 受診するときは、生活保護法で指定されている病院・医院で受診してください。指定されていない病院・医院で治療を受けたときは、医療費全額を自己負担で支払わなければならないことがありますので、事前に地区担当員に確認してください。**
- 3 接骨院、はり、きゅう、マッサージの治療を受けるときは、事前に地区担当員に相談してください。**
- 4 メガネ、コルセットほか治療に要するものが必要なときには、購入前に地区担当員に相談してください。**
- 5 社会保険のある方は、保護を受けていても保険証が使えるので、事前に地区担当員に相談してください。また、新たに社会保険に加入後、保険証が交付された場合は、必ず社会福祉課に届出をお願いします。**
- 6 社会福祉課では、健康面で不安のある方について、保健師等が面談に応じていますので、事前に地区担当員へ相談してください。**
- 7 医師が後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用が可能であると判断された場合は、後発医薬品を選んでいただけるようお願いします。**
- 8 自動車による交通事故等の被害に遭い、これを原因とする負傷等について医療又は介護サービスを要する場合には、第三者行為被害届を提出してください。**

13. 介護を受けるときは

さいいじょう こうれいしゃ さいいじょう さいみまん ひと のうけっかんしっかん
65歳以上の高齢者、または40歳以上65歳未満の人で「脳血管疾患」
びょうき とくていしつぺい げんいん じりき せいかつ いじ こんなん
などの病気(特定疾病)が原因で、自力で生活を維持することが困難なときに
かいごほけん りょう ちくたんとういん そうだん
介護保険サービスを利用することができますので、地区担当員にご相談してく
ださい。



14. 地区担当員

ちくたんとういん かていほうもん せいかつじょうきょう き
地区担当員(ケースワーカー)は、家庭訪問などをして生活状況をお聞きした
せいかつほご けつてい ひつよう ちょうさ おこな じぶん ちから せいかつ じょげん
り、生活保護の決定に必要な調査を行ったり、自分の力で生活できるよう助言
えんじょしどう おこな しやくしょ しよくいん
や援助指導を行う市役所の職員です。

せいかつほご かいし ちくたんとういん ていきてき かていほうもん
生活保護が開始されると、地区担当員が定期的に家庭訪問をし、あなたの
かてい せいかつじょうきょう そうだん おう
家庭の生活状況をうかがったり、いろいろな相談に応じます。

あなたのかかえる生活上の問題を一緒に考えますので、遠慮なく相談してく
ださい。

15. 民生委員

みんせいいいん しやくしょ せいかつほご う ひと やく
民生委員は、市役所と生活保護を受ける人とのパイプ役です。
こま なや かがた そうだんあいて ひつよう じょげん
困ったことや悩みごとなどをもつ方々のよき相談相手として、必要な助言を
おこな
行ってくれます。

ひみつ まも なに こま そうだん
秘密を守りますので、何か困ったことや、わからないことがありましたら相談し
てください。

16. 適正な保護を行うために

- 1 暴力団員に対しては、保護の要件を満たさないものとして、申請を却下するなど厳正に対応します。
- 2 働いた収入や年金などの収入を正しく申告していただいているかどうかについて、毎年、税金を取り扱う部署の収入申告書などで収入状況を照合しています。
収入の申告は生活保護を受けている方に届出しなければならない義務があります。届出が遅れますと、その分保護費が支給できなくなることがありますので、速やかに届出てください。

なお、不正な方法で保護費を受けた場合は、保護費を返還していただくほか、法律により処罰されることがあります。

(令和4年7月改定)